

6) 簡易な建物の認定

○簡易な建物でも課税対象となる家屋の例

		
基礎工事が施されていることから 定着性があると認められる物置	基礎工事が施されているガラス張りの 温室	壁（三方向）を有したブロック基礎 の車庫
		
既存家屋の外壁を利用して増築し たブロック基礎の物置	居宅と構造を別にする地下車庫 （カルバート車庫）	基礎工事が施され、屋根・壁がガラ ス張りのサンルーム

×課税対象とならない簡易な構造物の例

（ただし事業用の場合は償却資産として課税される場合があります。）

		
壁がなく、外気分断性を欠く建物	カーポート（柱のみで無壁のもの）	屋根・壁のないウッドデッキ
		
ブロックの上に設置されただけで 容易に移動することのできる簡易 な物置	ビニールハウス	

家屋（建物）を所有されている皆様へ
家屋全棟調査へのご協力をお願い

竹田市では、市内の全ての家屋（建物）を対象に、令和5年度から全棟調査を実施しています。

この調査は、本市固定資産税の家屋課税台帳（以下「家屋台帳」という。）に登録されている事項等（所在地番、用途、種類、構造、床面積等）と、家屋の現況を、現地において比較照合することにより、既に取り壊しとなっている家屋や、増築・未調査等によって課税漏れとなっている家屋を調査・確認することで、これまで課税されている家屋との公平を期し、公正で適正な固定資産税の課税を行う目的で実施するものです。

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。



1) 調査の時期

令和7年5月末現在、竹田地域、久住地域、直入地域の調査が終了し、残すは荻地域のみとなりました。荻地域の調査は、次表のとおり予定しています。

調査地域(大字)	調査時期(予定)
陽目、大平、仏面、叶野、高練木、柏原、宮平、田代、瓜作、北原、西福寺、嶋田	令和7年6月～令和7年9月
新藤、南河内、高城、恵良原、馬背野	令和7年7月～令和7年11月
馬場、桑木、木下、政所、藤渡	令和7年9月～令和8年2月

＊調査時期は、調査の進捗状況により若干前後します。

問い合わせ

竹田市役所 税務課 資産係

電話 0974-63-1111 内線(127・128・129)

2) 調査の対象

市内に現存するすべての家屋が調査対象となります。

固定資産税の家屋の課税対象となるものは、下記の条件を全て満たす建物となります。

- ① 土地に定着して建造されているもの。(基礎があるもの)
- ② 屋根及び周壁あるいはこれに類するものに3方向以上を囲まれているもの。
- ③ 居住、作業、貯蔵等のために使用できる状態にあるもの。

※ 車庫や小屋なども、上記に該当すれば固定資産税の課税対象となります。

※ 屋根だけの建物など、家屋としての要件を備えていないものは調査対象外です。

3) 調査の方法

<1次調査>

- ① 市が委託した調査員（調査委託事業者）が、2人一組で巡回しながら調査します。
- ② 調査は平日の8時30分から18時を基本に行いますが、天候等により変更になる場合もあります。
- ③ 調査は、家屋課税台帳と実際の建物とを、図面等の資料をもとに外観から照合し、確認します。
- ④ 照合・確認にあたっては、原則、敷地内に立ち入らせていただき、必要に応じて家屋外周の計測等を行う場合があります。
また、家屋建築年や所有者などについてもお尋ねすることがあります。
- ⑤ お留守（ご不在）の場合でも、外観からの照合・確認をさせていただきます。
- ⑥ 原則、家屋（建物）の中に立ち入ることはありません。

<2次調査>

1次調査の結果、評価調査が必要な家屋は、評価調書及び家屋見取図を作成するための実地調査を行います。その際、家屋内部の調査が必要な場合は、調査員が事前にご都合をお尋ねし、日程調整を行ってから調査を行いますのでご協力をお願いします。

4) 調査の結果

今回の調査により、課税されていない家屋（増築を含む）が確認されると、新たに家屋課税台帳を作成します。その結果、固定資産税額が変わる場合は、市全域の調査終了後、令和9年度（予定）の課税分から反映されます。



調査員のなりすましにご注意ください！

今回の調査で、調査費用等を徴収することはありません。また、調査の結果、課税対象であることが判明した場合でも、その場で税金の徴収を行うことはありません。

また、家屋の耐震診断やリフォーム、火災報知器、消火器等を勧めるなど、調査の目的以外のお願いをすることは決してありません。

5) 調査員について

調査員（調査委託事業者）は、調査員であることがすぐわかるように、『**家屋調査員**』と表記した**黄色の腕章**と**写真入りの『家屋調査員証』（名札）**を着用しています。ご不明な点等ありましたら、調査員にお気軽にお声かけください。

【家屋調査員】

				
松本正道	大野義宏	中吉勝一郎	児玉秀紀	今東優
				
山元俊一	水久保順一郎	木上博之	渡辺洋一	幣豊暢
				
岩永哲弥	日高和彰	柿木博昭	渡邊寛生	

【調査員身分証明書】

※イメージ

第〇号 家屋調査員証

(写真)

所 属：株式会社 都市総合開発研究所
氏 名：〇〇 太郎
生年月日：昭和〇〇年〇月〇日生

上記の者は、竹田市の委託した家屋調査員であることを証明する。

交付年月日 令和〇年〇月〇日交付
有効期間 自 令和〇年〇月〇日
至 令和〇年〇月〇日

竹田市長 土居 昌弘 (印)

【調査員腕章】



日程のお問合せ先

調査委託事業者 (株)都市総合開発研究所

フリーダイヤル 0120-25-6603

問合せ時間 9:00 から 18:00 (平日のみ)